

JIIMA-A024

平成 26 年 7 月 17 日制定

令和 2 年 4 月 1 日改訂

アーカイブ用光ディスク製品認証制度に関する

基本規程

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

目次

1. 総則	1
1.1 目的	1
1.2 アーカイブ用光ディスク製品認証制度	1
1.2.1 認証制度	1
1.2.2 認証ロゴ	1
1.3 組織の名称及び用語の定義	1
1.3.1 被認証組織	1
1.3.2 光ディスク製品	1
1.3.3 アーカイブ用光ディスク	1
2. アーカイブ用光ディスク製品認証	1
2.1 認証手続き	1
2.2 事業拠点	2
2.3 申請料等	2
3. アーカイブ用光ディスク製品認証の有効範囲	2
3.1 光ディスク	2
3.2 光ディスクドライブ	2
4. アーカイブ用光ディスク製品認証の取消し	2
4.1 認証の取消し	2
4.2 認証ロゴの失効	2
4.3 認証ロゴの取り消しの決定	3
5. 申請に係る事項の変更等	3
6. 認証ロゴの使用許諾	3
6.1 使用許諾証の交付	3
6.2 認証ロゴの使用	3
7. 認証基準及び制度改定	3
8. 委員会及び作業部会等	3
8.1 認証審査委員会	3
8.1.1 認証審査委員会の設置	3
8.1.2 認証の可否及び取消し	3
8.1.3 重要事項についての審議と決定	3
8.1.4 委員長の委嘱	3
8.1.5 委員の委嘱	3
8.2 光ディスク製品認証ワーキング・グループ	4
8.2.1 光ディスク製品認証ワーキング・グループの設置	4

8.2.2 作業部会の審議	4
8.3 検証機関.....	4
8.3.1 業務委託.....	4
8.3.2 検証機関の任務	4
9. 免責.....	4
10. 雑則.....	4
10.1 秘密保持.....	4
10.2 規程の改訂	4
10.3 その他の規程.....	4
附則.....	5

1. 総則

1.1 目的

この規程は、アーカイブ用光ディスク製品認証制度について定めるとともに、本制度に関しての設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

1.2 アーカイブ用光ディスク製品認証制度

1.2.1 認証制度

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下、「協会」という。）は、アーカイブ用光ディスク製品（光ディスクおよびドライブ）に対して、その品質を「アーカイブ用光ディスク製品認証基準」（以下、「認証基準」という。）に基づき、認証を行う「アーカイブ用光ディスク製品認証制度」（以下、「認証制度」という。）を設ける。

1.2.2 認証ロゴ

認証を受けた製品に対して、協会は認証ロゴの使用を認める。

1.3 組織の名称及び用語の定義

1.3.1 被認証組織

この規程において「被認証組織」とは、認証を受けた光ディスク製品の製造会社または販売会社をいう。

1.3.2 光ディスク製品

この規程において「光ディスク製品」とは、追記型光ディスクメディアまたは光ディスクドライブ（書き込み機能を有するもの）をいう。

1.3.3 アーカイブ用光ディスク

この規程において「アーカイブ用光ディスク」とは、電子データの見読性に関して、30年以上の期待寿命が推定されている光ディスク媒体をいう。

2. アーカイブ用光ディスク製品認証

協会は、この規程の 8.1 に規定する認証審査委員会が行う認証基準への適合性評価に基づき、認証するものとする。

2.1 認証手続き

認証ロゴの認証を申請しようとする組織（以下、「申請組織」という。）は、次の書類等を所定の手続きに基づいて作成し、協会に提出しなければならない。

- a) 所定の様式による申請書類
- b) 登記簿の謄本又は抄本その他の申請組織の存在を証する公的書類
- c) その他協会が必要と認める書類

2.2 事業拠点

申請組織は、当該申請に係わる事業拠点を日本に有するものとする。

2.3 申請料等

申請組織は、申請にあたり、協会が別に定める申請料等を協会に支払わなければならない。

3. アーカイブ用光ディスク製品認証の有効範囲

3.1 光ディスク

本認証は、認証を受けた光ディスクの仕様に変更されない限り有効である。詳細は運用規定で別途定める。

3.2 光ディスクドライブ

本認証は、認証を受けた機器の仕様に変更されない限り有効である。詳細は運用規定で別途定める。

4. アーカイブ用光ディスク製品認証の取消し

4.1 認証の取消し

協会は、被認証組織が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取消することができる。

- a) 2.1 に規定する書類等の内容に虚偽があることが明らかになったとき
- b) 認証基準を遵守できない事項が生じたとき
- c) 市場で販売されたアーカイブ用光ディスク製品が、本制度で定める品質基準に合格しないことが判明した時
 - ①協会が実施する「品質確認検査」において、上記が判明した場合
 - ② その他の情報により、品質に疑問が生じ、協会が品質検査を行い、上記が判明した場合

4.2 認証ロゴの失効

4.1 の規定による取消しがあったときは、被認証組織に対する認証ロゴの使用許諾は、取消し日から効力を失うものとする。

4.3 認証ロゴの取り消しの決定

協会が認証を取り消す場合は、認証審査委員会の決議に基づき、行うものとする。

5. 申請に係る事項の変更等

被認証組織は、申請書類等の記載事項について重要な変更が生じたときは、すみやかに協会に報告しなければならない。

6. 認証ロゴの使用許諾

6.1 使用許諾証の交付

申請組織は、協会が定める認証ロゴ使用許諾証（以下、「許諾証」という。）を協会より交付されることにより、認証ロゴの使用権の許諾を受けることができる。

6.2 認証ロゴの使用

被認証組織は、認証の申請範囲において、認証ロゴ運用規程に定めるところに従い、認証ロゴを使用することができる。

7. 認証基準及び制度改定

協会は、認証審査委員会の決議に基づき、認証基準及び制度等の改定を行うことができる。

8. 委員会及び作業部会等

8.1 認証審査委員会

8.1.1 認証審査委員会の設置

協会は、協会内に認証審査委員会を設置するものとする。

8.1.2 認証の可否及び取消し

認証審査委員会は、認証ロゴの認証の可否及び取消しについて審議及び決定するものとする。

8.1.3 重要事項についての審議と決定

認証審査委員会は、アーカイブ用光ディスク製品認証制度に関する重要事項について審議及び決定するものとする。

8.1.4 委員長の委嘱

認証審査委員会の委員長は、理事長が委嘱する。

8.1.5 委員の委嘱

認証審査委員会の委員は、理事長が委嘱する。

8.2 光ディスク製品認証ワーキング・グループ

8.2.1 光ディスク製品認証ワーキング・グループの設置

協会は、認証審査委員会の下に光ディスク製品認証ワーキング・グループ（以下、「作業部会」という。）を設置するものとする。

8.2.2 作業部会の審議

作業部会は、認証審査委員会からの諮問により、認証制度、検証制度等の審議を行うものとする。

8.3 検証機関

8.3.1 業務委託

認証審査委員会は、認証基準に基づいた光ディスク製品の検証を行う事ができる機関と業務委託契約を締結する。

8.3.2 検証機関の任務

検証機関は、協会から認証の申請を受けた事の通知を受け、申請者から受け取るデータの確認及び認証基準に基づいた検証を行い、協会の定める認証基準を満足しているかを判断し、認証審査委員会に報告する。

9. 免責

認証制度は、あくまで認証基準に基づき、製造会社から出荷される時点で、長期保存に求められる基準を満たしていることを認証するものであり、記録されたデータを保証するものではない。

10. 雑則

10.1 秘密保持

認証審査委員会および作業部会は、認証審査などの過程で知り得た情報を「A019 文書情報管理規程」第7条に従い扱うこととする。

10.2 規程の改訂

この規程の改訂は、認証審査委員会が審議し、協会理事会の議決により行う。

10.3 その他の規程

認証制度の運用その他の業務を行うために必要な各種規則については認証審査委員会が審議し、担当理事の承認を経て施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 7 月 17 日より施行する。

令和 2 年 4 月 1 日 10.1 機密保持を改訂